

明治5年九州・西国巡幸と元田永孚 —熊本に視点をおいて—

長谷川 栄子

はじめに

明治前期、天皇が地方の実情を視察するという名目で大規模な巡幸がたび重ねられた（「六大巡幸」）。その初発の明治5（1872）年の巡幸は、宮崎康、遠山茂樹、佐々木克の各氏によって新政府の開化政策に不満を持つ島津久光を慰撫して上京させるための鹿児島訪問が最大の目的と位置づけられてきたが¹⁾、近年、朴三憲氏が廃藩置県後の府県の統廃合により中央から地方官が任命された明治5年という時期に行われたことに注目し、巡幸は太政官の全国統治体制を地方の官員及び民衆に認識させるために行われたものであり、島津慰撫問題との関連で評価するのは正しくないと論じた²⁾。朴氏のこの論は熊本における巡幸実施の実態をもとにしている。すなわち朴氏は大島美津子氏による各府・県庁職員の地元出身者の占有率についての分析³⁾を熊本に適用して廃藩置県の趣意の貫徹しない県政、と規定した上で行論し、熊本行幸を「未だ旧藩体質・旧藩意識を温存している新府県庁及び新府県民への対策」の好例として位置づけているのである⁴⁾。この論をふまえて牧原憲夫氏は巡幸で容易に慰撫されない旧藩主・武士像を描いている⁵⁾。

確かに巡幸当時、熊本の県官の地元出身者占有率は100%という全国的にも希なものであったが⁶⁾、その中身は旧藩主細川護久が前面に立って遂行した明治3年の藩政改革による「刷新人事」によって横井小楠門下生を中心とした実学党が幹部を占めて、「旧藩体質・旧藩意識」の変革に努め、開化政策を推進中であった⁷⁾。明治4年頃から岩倉使節団帰国（6年9月）にかけての留守政府内での大蔵省をめぐる対立状況を、「開化への競合」、すなわち開化政策推進の主導権争いの政治状況、とよぶ高橋秀直氏は、この実学党政権を政府外の開化の担い手、としている⁸⁾。

これらの点を踏まえると、朴氏とは異なる前提のもとに熊本に視点をおいて巡幸を検討する必要がある。そこで忘れてならないのが後に教育勅語の起草主要関係者の一人となる熊本出身の天皇の侍読、元田永孚の動向である。宮中にいる前に前述の藩政改革に参加した元田は⁹⁾、巡幸時に県庁幹部に対して準備上の助言をした。元田は熊本に何を助言し、それに熊本はどう応えたのか。本稿は元田永孚の初発の巡幸への関わりという側面から、明治5年巡幸を考察する。

本稿で主に使用する史料は『元田家文書』（国立国会図書館憲政資料室蔵）、『御巡幸ニ関スル書類』（熊本県立図書館蔵）、下田一喜編『明治天皇肥後行幸誌』（1932年発行）である。なお、史料引用の際、傍線、（ ）、句読点は全て長谷川による。旧字体は新字体で表記する。

1. 明治5年巡幸の施行過程

1.1 巡幸施行の決定

元田永孚の巡幸への関わり方を考察する前提として、明治5年巡幸がどのような事情で施行されるに至ったかを最初に確認しておきたい。朴三憲氏は明治5年巡幸の建議提出およびその施行決定の主体と時期を詳細に検討し、次の点を明らかにした。①建議の主体は兵部省と宮内省（兵部が主体）、②建議の提出時期は岩倉使節団の出発後、兵部省が陸・海軍省となる明治5年2月28日まで、③施行決定には西郷隆盛・吉井友実と一時帰国（3月24日～5月17日）した大久保利通とが関わった、④御巡幸取調御用掛は陸軍中将山県有朋・同少将西郷従道、⑤大蔵大輔井上馨は建議に書かれていた通りの巡幸費用調達方法を実施した、の五点である¹⁰。これに廃藩置県後の西国の民衆の動向を加味して朴氏は、巡幸は太政官の全国統治体制を地方の官員及び民衆に認識させるために行われたものと規定したが、ここでは政府内部の事情に目を向けて巡幸の提唱、施行決定の意味について検討したい。

まず、巡幸の建議内容を「全国要地巡幸原議」（以下、「原義」と略す）によって確認しておく。その書き出しは次のようなものである。

窃ニ惟、神聖四海ニ君臨スル獨リ富貴ノ樂ヲ享ルカ為メナラズ、又九重ニ垂拱シ、特ニ尊嚴ノ威ヲ養フベキニアラス、抑宜シク先ンズヘキ所アリ、蓋シ内ハ以テ全国ノ形勢民情ヲ察シ、外ハ以テ万國ノ恭峙スル所以ヲ知リ、群僚百官ヲシテ各其職務ヲ奉セシメ、以テ天下ヲ富岳ノ安キニ置キ、更ニ皇威ヲ海外ニ輝カスニ至ルニアルノミ¹¹

天皇のあるべき姿は宫廷の奥深くから威光を輝かせるのではなく、率先して行動すべきであるという。そのためには国内の民情、万国対峙の時勢を知り、官員に潤滑な職務遂行をなさしめ、それにより国内を平安にし、皇威を海外に輝かすことができると述べる。具体的には海軍の「船艦機械ヤヤ備」だったので天皇が「沿海ヲ巡覧」することで、巡幸すべき場所としては「大坂、兵庫、下ノ関、長崎、薩摩、箱館、新潟等ノ如キ内外人民ノ輻湊ノ地、其他要衝ノ場所」を挙げている。箱館、新潟がはいっているものの西国の地名が多いのは歴然としており、とくに下ノ関、薩摩がはいっていることに注目したい。「原義」の提出された時期、山口県では脱退騒動・農民一揆の鎮圧後もなお動搖していた上、新政府に不満な前原一誠が帰県していたし¹²、廃藩を不服とする親兵が大量に帰県した鹿児島県では大山綱良県令が政府の改革を実行せず旧制のままで、さらに島津久光も廃藩置県に反発しており¹³、これら二県は最大の難治県であった。このことから朴氏が「未だ旧藩体质・旧藩意識を温存している新府県庁及び新府県民への対策」¹⁴と規定する巡幸が、これらの難治県にこそ必要であったことは否めないだろう。

しかし、「原義」はこれら難治県の慰撫という底意を、長期的、全国的見地、開化進展という大局的な見地に高めて、「他日全国ノ処置、方法ニ於テ大裨益タルヘキコト必セリ。方今天下漸ク定マルトイヘトモ、僻邑遐陬ニ至リテハ蓋シ未タ全ク朝意ノ響フ所ヲ知ラズ、隨テ王化モ未十分ニ至ラズ、此際ニ当リ因循機ヲ失ハ、天下益々疑惑ヲ抱キ、開化進歩ニ於テ障礙アランモ未タ測ルヘカラス」と述べている。天皇を抱いた政府が開化政策を行っていることを全国中に認知させることを巡幸の課題としている。さらに巡幸先の中で「内外人民ノ輻湊ノ地」と述べ、外国を意識していることも軽視できない。西郷隆盛が「燈明台御建立之義ハ外国迄も相響候仕合ニ御座候ヘハ、御巡幸之節、御覽相

成候へハ尚更厚き思召之処、響合ニモ罷成、旁可宜機会歟と奉存候」¹⁵⁾と述べたことに示されるように、開化の進展を外国へアピールすることは「更ニ皇威ヲ海外ニ輝カスニ至ル」ものである。ボストンに居て巡幸の報道記事を目にした岩倉全権大使らが正院宛に、「往々、当國之新聞ニモ之ヲ揚裁シ、挙テ奉頌賛候儀、海外奉職之身ニ取りテハ別シテ肩広ク相覺へ申候」¹⁶⁾と書き送ったことからわかるように、巡幸の施行は岩倉使節団を援護するものでもあった。また、朴氏は建議に明示された巡幸費用調達方法そのままを大蔵省が実施したことを指摘しているが¹⁷⁾、それは建議の段階で大蔵省（井上馨）の関与があったことを推測できるのではないだろうか。

次に巡幸施行決定の時期について政府内部の事情をみると、大久保が一時帰国し、大蔵省をめぐる対立状況が表面化したさなかであった¹⁸⁾。岩倉使節団の帰国までは新規改革を行わずに廢藩置県の善後処理に専念するという約定書を無視して留守政府では「開化への競合」がはじまっていた¹⁹⁾。中でも文部省（大木喬任）は「学制」制定に向けて着々と準備を進めており²⁰⁾、江藤新平は左院副議長から司法卿に転任するなど非薩長勢力の勢いはめざましく、一方、岩倉使節団は条約改正問題のつまずきで外国滞在が長引きつつあった。そのような状況の中で大久保が巡幸施行の決定に関与したことから、建議で意図された難治県を含む各府県への対策、国内外への開化のアピールのみならず、政府内の非薩長勢力への対策もめざされたのではないだろうか。巡幸施行が決定されると大蔵省（井上馨）が積極的姿勢を示し、道筋沿道府県への達案を正院に提出し、「御巡幸ニ付、沿道府県へ達方伺出シ候内、上款御達ニ相成候ハバ、夫ニ依テ下款當省ヨリ府県へ相達候間否哉、直ニ御報相成度此段至急申進候也」と正院の早急な決定を促し²¹⁾、さらに西国の巡視に派遣していた大蔵省官員に巡幸先発官の役割を負わせるなど²²⁾、巡幸を取り仕切ったことから、巡幸の主催者であることには留守政府内で主導権を掌握していることをアピールするという意味があったと考えられる。それは非薩長勢力伸張の中で井上のみならず薩長出身の巡幸主催者らが共通して抱く意欲であったと考えられる。

この状況の中で施行された巡幸に、天皇の侍読元田永孚はどのような考え方関わっていったのかを明らかにするのが本稿の課題である。なお、本稿が扱う熊本は鹿児島行きの線上に位置し、鎮台が設置されている「其他要衝ノ場所」と位置づけられよう²³⁾。

1.2 施行方針

巡幸への府県の準備について太政官から出された「口達」は次の通りである。

- 一、御休泊行在所見縉可設置事。但別段修繕并鳳輦舎御輿寄等不及取設。御馬ニ疋繁用意可致置事。
- 一、御行列拝見可為勝手。尤往来人不及差止メ、諸民営業平定ノ通可相心得事。
- 一、御道筋新修及竹柵ヲ始、佛堂寺門或ハ不淨所等掩蔽ニ不及。且辻固メノ儀臨機相達候儀可有之事。
- 一、御駐輦ノ地方奏任以上官員伺 天機トシテ行在所ヘ可致參上事。
- 一、諸献上物總テ停止ノ事。
- 一、御上陸ノ節、御列先駆トシテ地方官員一両人ヲ限り出仕可致事。但勅奏判任官便宜罷出候儀不苦事。
- 一、開港開市場地方官ハ外国人へ予メ其旨趣相通置可申事。
- 一、供奉官員旅館取設ノ事。但總人數別帳ノ通。

一、沿道手都合ノ儀ハ大蔵省出張官員へ、沿海手都合ノ儀ハ海軍省水路掛へ可承合事。但儀式ニ関シ候儀ハ式部寮出張官員へ可承合事²⁴⁾

行在所等や道路に修繕を加える必要はない、寺その他不淨な所を覆い隠す必要もない、献上物は禁止、民衆の行列拝見は自由にさせ、商売等を休まず平日の如くせよ、という指示は、明治元年東幸のとき以来貫かれてきた方針で²⁵⁾、簡素な視察の姿勢をアピールするものである。また、地方官の行動の規定は天皇政府下の地方官員の位置を示すものであり、開港開市地官員の外国人への巡幸の趣旨説明規定は外国へのアピールである。不明な点の問い合わせ先が巡幸の主催者である大蔵・海軍・宮内省である。この「口達」に巡幸の主体、巡幸の目的が明記されているといえよう。この方針の下、熊本藩献上のお召艦龍驤艦²⁶⁾他艦船7艘で、随行者に参議西郷隆盛、陸軍少輔西郷従道、海軍少輔川村純義、宮内卿徳大寺実則・宮内少輔吉井友実等76名、および近衛歩兵1小隊（約100名）と、各省派出のトップに鹿児島出身者を多く揃えて京都・大阪・下関・長崎・熊本・鹿児島などへの巡幸が行われ²⁷⁾、天皇への府・県政報告、軍事・教育・勧業施設視察、地方の産物や宝物の天覧、長寿者の表彰、県官への酒肴料下賜等が行われた²⁸⁾。

2. 明治5年巡幸への元田永孚の関わり方

2.1 元田永孚 一熊本時代から明治5年巡幸前まで

肥後藩の上級武士であった元田永孚（1818～1891年）は、天保14（1843）年頃から次席家老長岡監物や横井小楠らと『近思録』の会読をはじめた。松浦氏によれば、彼らは「日本に本当の儒学的的理想政治を敷くための」集まりという意識を持っており、会読における討論は監物を通して藩校時習館の改革へと反映され、次第に会読への参加者が増えて一大勢力となり、時習館の主流派と対立し、「実学党」、「実学派」、「実学連」などとよばれるようになった²⁹⁾。安政2（1855）年に実学党が「明徳」（すなわち内面的修養）を重視する監物种（上・中士層）と、「親民」（「新民」すなわち「明徳」が政治となって現れること）を重視する小楠派（下士・豪農層）に分裂したとき、元田はその中間に位置した³⁰⁾。王政復古後、熊本を新政府側に導くために元田は実学党の諸人との連携のもとに奮闘し、明治3年の藩政改革断行の時、藩知事細川護久の侍読となり藩政一新の告諭を草稿し、人事にも預かった³¹⁾。花立三郎氏は、第二次征長戦から廢藩置県に至るまで「肥後藩の方向をあやまらしめなかつた」元田の功績は大きく評価されてよい、と述べつつも、元田は横井小楠とは異なり豪農層との結びつきがなく、時代の表面の動きにのみ密着し即応しただけの現実主義者だ、という³²⁾。だが、元田は豪農層の徳富一敬・竹崎茶堂が練り上げた雑税免除などの「改革意見書綱要」³³⁾に反対することもなかつたし、徳富との交流も記録されている³⁴⁾。本稿は小楠と元田の比較ではなく、実学党であった元田が時代の中で小楠の思想をどう咀嚼し、どう行動したかを考える立場にたつ。

藩政改革の方向を誤らないために新政府の方向を見極めよ、という藩命により明治4年1月17日、元田は実学党の安場保和・大田黒惟信らと東京へ行き、3月に「万古不易之御確誼」、すなわち五か条の誓文を根拠に藩知事辞任の建議書を草稿した³⁵⁾。関口栄一氏はこの建議書に、維新に乗り遅れた旧大藩肥後が「公平至当」を徹底させることにより政府に割り込もうとする意図を見ている³⁶⁾。この建議を書くに至った事情は、三澤純氏によれば藩の雑税免除措置が周辺他藩の農民たちの垂涎の的となり、隣藩一揆を誘発したことから改革に意欲を失って藩知事の辞任を望む護久のために元田がたてた

「第一等ノ論」であった、という³⁷⁾。「第一等ノ論」とは廃藩置県を必須とみた元田の正論であり、関口氏が見るように熊本の面目躍如たらんとしたものもある。よって護久藩知事はこの建議に目を通すやいなや、「太甚ヨシ、太甚ヨシ、」³⁸⁾と喜んだと考えられる。同年5月30日に安場から大久保利通への推挙によって元田は明治天皇の侍読となり、藩知事や実学党関係者を大いに喜ばせた³⁹⁾。つづいて同年7月25日に元田の信頼する元肥後藩家老米田虎雄も、女官に囲まれていた天皇の周囲を「武」的に変革するため、薩長土の士族とともに侍従として登用された⁴⁰⁾。

翌明治5年1月7日の講書始めで、元田は堯舜を目標とすべき旨を進講し、講義後の天皇を聞む酒宴の席で、米田侍従が「今日、侍讀、堯ヲ以テ聖上ニ望ミ奉ル。向來ノ御超進計ルヘカラス。虎雄ハ却テ張飛ヲ以テ、御英資ヲ望ム。」と、常々、三国志の三傑を好み、この日も張飛の書像を壁にかけていた天皇に語りかけたのを受けて、元田は「今日、東野堯ヲ以テ御前ニ望ミ奉ルハ堯ノ柔カナル所ヲ望ムニ非ス。堯ノ最榮達ナル所ヲ以テ望ミ奉ルナリ。且堯ノ聲ハ張飛ノ聲ヨリモ大ナルナリ。」と応じた。堯と張飛の偉大きさを互いに主張し、堯は張飛よりも声が大きい、という二人のかけあいに天皇は大いに笑った、という⁴¹⁾。元田は「儒学的理想政治」の実現をめざして宮中で歩み始めていたのである。

2.2 天皇への元田永孚の奏上文

巡幸へ出発直前の5月21日に、元田永孚は天皇へ次のような巡幸の心構えを奏上した（「賀西巡疏」）⁴²⁾。

臣永孚竊に聞く、帝王の天下治る貴き所、事業に在らずして心に在り。功名に在らずして道に在る矣。故に一事を行う也、必ず誠敬の心に発し、一業を為す也、必ず仁義の道に由る。是、祖宗の徳を神明に符し、道を天地に合し、萬世億兆忘る能わざる所以也。①一事を行う、或は功利の心に発し、一業を為す、或は智術の私に出る。是、後世、西洋の事業大なりと雖も、我祖宗と道を異にする所以也。

恭しく惟るに方今、維新百事是挙る、去秋藩を廃して県を置く。今夏、西巡之典を速に行う。是、即、景行天皇の志を継て天智天皇の業を述る、真に萬世の大業也。然而して誠敬の心、或は足らず。仁義之道、或は至らざれば。則、終に億兆を以て永遠に悦服及す能ず。思わざる可けん哉。

伏して請う。聖皇陛下一事を行う也、必ず誠敬の心に発し、一業を為す也、必ず仁義の道に由らんことを。（中略）西京に臨み、廟寝に謁しては、則益々孝敬の心を尽し、思慕之念を篤くし、今日復古の盛業、陛下の功に非ず。先皇の遺徳に皆由ることを思い、群臣此意を普く知らしめ、功を競い名に走るの私念を去て、而して志を継ぎ、事を述るの義心を起さんことを希う也。

②一府一県に臨では、則土地之肥瘠、民間の利病を遍く審問し、県官の賢否勤惰を明かに検査し、古来賢哲、功労有る民を追尋し、孝弟力田を表章し、篤に帰するの俗を遠く追い勤めんことを希う也。是の如き、則聖心益々篤くして、民心益々服し、聖道益々明かにして事業益大に、豈、功利智術の能く及ぶ所ならん哉。

臣は是、西鄙田野の頑老、固より四方の見聞に疎く、只、粗肥後の事を知るのみ。願くは一二を献言し、以て西土の遺穂に供せん也。夫、往昔列聖の心を民事に篤くする、實に支那西洋の能く及ぶ所に非ず。故に西鄙の邊隅と雖も、嘗て景行天皇の親臨を被り、爾後賢帥能更輩出す。（中略）加藤清正に至り、實に始めて土功を興し、水理を修整し、山林を繁蓄し、海盤を開き、堤防を築く。

其の跡歴々見るべし。其の民の功有る、枚挙すべからず也。細川忠利遺業を継ぎて民利を興す、其孫重賢之を潤色し、民政中興、其の執政堀勝名實に能く之を經理す。③是、肥後の今日に至り土地田野の肥饒、諸県の尾に在らざる所以、皆、先哲の遺業に依る也。聖賢道学の傳に至ては、則、先輩大塚退野、平野深淵二人有り。今其の書、猶存す。是、皆肥後一国、世道人心の関係する所。陛下、茲く國に臨む。亦、茲國の來歴を知らざるべからざる也。(中略)

抑、聖皇陛下、天継の英武を以て堯舜孔氏の學を為す。是、則、神武天皇の徳に式とりて、応神天皇の道を行う也。④今、智識を世界に求め、広く公議を取る。西洋の事、宜しく其法を采て、其心を取らざる。其芸に習て、其道に倣う勿る也。

巡幸の始、更に願くは誠敬の心を洒て、地方人民に洽くし、仁義の道を開いて、新政改作皆干茲に由らば、則天下億兆感仰悦服。乃、祖宗と徳を同じくし天地と道を等しふす。豈、帝一事の盛舉、一業の名誉のみにして止ん哉。

天皇が地方民衆の生活の様子や府県官の働き具合をよく見、民間の功労者、古来の賢哲、孝行者、土地開発に励む者を表彰することにより民心を正しい方向へ導いていくことができる。また、巡幸先の來歴を知ることも大事である。天皇が誠敬の心をもって地方人民に仁義の道を開き、新政、改革もすべてそれによれば、万民は感激し、喜んで服す。現在、「智識を世界に求め、広く公議を取る」との方針の下に盛んに西洋の知識を取り入れているが、西洋の「芸」を習うのはいいが、「心」まで模倣してはならない。大意、こう述べている。

巡幸で行うべき事として述べた傍線部②には、維新政府の参与だった横井小楠の「遺表」を踏まえていることが見られる。小楠の「遺表」とは、慶應4年7、8月頃に病中の枕頭に弟子たちを集めて口述筆記させたが、快復したため提出されなかった、といわれているものである¹³⁾。全4条からなり、第1条では「耶蘇教仏教等所及ノ外国ノ風習ヲ見ルニ尽ク利害ノ一途ニ出」ているが、天皇は外国のように利害に発した政治ではなく、良心に基づいた政治を行うこと、第2条では女官に聞まれ、虚礼に満ちた天皇の環境を廃し、「公平正明」、「簡易着実」、「神武の古」に復すこと、第4条では外国との交際のあり方は条理に従え、と述べられている。巡幸に関する第3条は以下の通りである。

今度関東 御巡幸ノ御盛舉候ハ、反側ノ衆庶方向相定候。遇阪ノ候伯 王化ニ復シムハ必然ニ御座候。然ルニ治道ハ一時ニ大成スルモノニ無之、歳月ヲ積テ不倦不怠、其精神貫徹シテ、遂ニ蒼生至治ノ得ヲ蒙ルノ域ニ至ルヘク、此御一巡幸ニテ事定リ候事ニ無之候。古ノ明天子、暫クモ不安居、東西ニ跋涉シ南北ニ馳驅シ玉フ有所以哉。仰願くハ 皇上從是以往簡易神速ノ御拳動ヲ以、屢御巡幸アラセラレ度、尤関東ニ限ラス皇國七道、或ハ陸路、或ハ海路、其時宜ニ応シ四方 御巡狩遊サレ、知縣令藩主並其重臣ニ至ル迄御前ニ被為召、實ニ 御親ミ被遊、自ラ風土ノ得失政令布武等、御訊問被為在度奉存候。¹⁴⁾

天皇が関東に巡幸されれば民衆の方向も定まるだろう。だが、治道は一度になるものではなく、歳月をかけ、民が恩恵をうけるようにするものであるから、古にならいしばしば巡幸を行い、自ら府県知事、藩主、その重臣に至るまで直接会って、土地の事情、政令、布武の仕方を御訊問されたい、というものである。松浦玲氏によれば、この「遺表」は小楠が東征の一刻も早い勝利を願い、条理によ

る次の政治体制を考えていたこと、すなわち「唐虞三代の君主像」による新しい政治をめざすものであったという⁴⁸⁾。当時、熊本で藩を新政府側に導く努力をしていた元田は「遺表」を読み、「東西平定、御東巡も被遊候得共、治道之御手初に相成、沼山（引用者注、小楠のこと）平素之経綸、今日其時に達候儀に而、十二分之忠勤祈申候事に御座候。」⁴⁹⁾と述べ、「御東巡」により新政の第一歩が踏み出され、小楠の持論が実現される時がやってきた、と期待していたのである。その後、侍読となって約1年間、元田は二十歳をすぎたばかりの明治天皇と向き合ってきた結果、天皇を有徳の人として成長させなければ「唐虞三代の君主像」という目標に達しないこと、すなわち「君徳輔導」の必要性を感じていた⁵⁰⁾。そのため元田は巡幸を天皇の徳を高めるための機会としてとらえ、天皇に地方で行う諸行為の意味を説き、日頃、講述している「仁義の道」、「誠敬の心に発し、一業を為す」帝王としての心構えを意識するよう助言したと考えられる。しかしそれだけではないだろう。元田は巡幸先の土地の歴史を理解せよ、として熊本の民政の歴史をひもどき、「諸県の尾に在らざる」（傍線部③）という。この言葉には、「維新ノ際、其幾ニ投シテ我藩力ヲ出サハ肥前ノ上、土州ノ右ニ進ンテ決シテ今日ノ殿後ニハ非サリシナルヲ」という土肥への対抗心が秘められていると考えられる⁵¹⁾。

また、「今、智識を世界に求め、広く公議を取」る（傍線部④）、という言には「五か条の誓文」が政府の基軸であることを念頭においていることがわかる。しかしそれに続けて、西洋の「芸」に習うのはいいが「心」をまねることは不可である、という。これは「西洋の事業」が「功利の心に発し」、「或は智術の私に出る」（傍線部①）という理解の上に立った言葉であり、小楠の「遺表」の第一条の「耶蘇教仏教等所及ノ外国ノ風習ヲ見ルニ尽ク利害ノ一途ニ出」ているという考え方を踏まえていると思われる。すなわち、松浦玲氏や徳永洋氏が、小楠はキリスト教が「利害の邪教」、すなわち副道に陥っていると洞察していた⁵²⁾、と指摘していることと重なる。元田はこの小楠の言葉を真摯に受け止めていたと考えられる。

渡辺昭夫氏は、“元田も小楠と同じく「実学の徒」であったが、その方法化において差異が出た。その差異は小楠の回帰すべき点は「堯舜三代の治」であるのに対して、元田は「我国上古の天祖神聖の世」となり、元田にとって理想の政治概念、「徳」は小楠の経世済民の技術としての政治概念を含んだものではなく主観的なものとなり、元田にとっての政治の要諦は「民心の安定、人心の収攬」となった”と述べている⁵³⁾。だが、明治5年段階の元田は、「賀西巡疏」に見られるように、「堯舜三代の治」への回帰、という「実学の徒」としての面を全面に押し出しており、その点で小楠と差異はなかったと思われる。明治5年の元田は文明開化政策に急進しようとする政府（留守政府）の動きを目のあたりにし、日本が「利害の邪教に陥」いることへの危機感を相当深めていた。そこで、それに対抗するためには天皇の成長を急務とし、そのために巡幸という機会を最大限に活かそうとしたと考えられる。このような元田の巡幸への意欲は、巡幸主催者の開化政策の主導権確保の意欲とは異なるものであった。

2.3 熊本の巡幸準備に対する元田永孚の助言

巡幸当時、熊本は白川・八代県に分かれていた（明治5年6月14日に熊本県から白川県と名称変更、同6年、両者は白川県に統一）が、両県のトップを実学党が握っていた。県政の特徴は民費負担の軽減と文明開化推進である。前者は明治3年の藩政改革で行った本年貢の約1/3にあたる雜税免除の継続実施や⁵⁴⁾、明治5年の戸長・副戸長給料の民費払いへの改正布告に対する官費払いの喚願⁵⁵⁾に示さ

れる。後者は、外国人教師を招いて洋学校・医学校・病院を開設したり、新しい技術による養蚕試験場を県内10箇所に設置するなど、新しい教育、殖産興業への活発な取り組みである⁵³⁾。実学党と対立する旧藩の主流派だった学校党や、後に神風連の乱を引き起こすに至る敬神党の士族はこの様相を冷ややかに見つめていた。しかし、民費負担の軽減策は村落民衆の支持を得ており⁵⁴⁾、新政反対一揆が勃発することはなかった。開化政策は雑税免除策とのバランスの上で存在していたのである。その上、開化政策と雑税免除策の財源は各村落から吸収した郷備金であったから⁵⁵⁾、雑税免除策の継続は不可欠であった。

巡幸の時、元田永孚が上京してから1年たっていたが、熊本の県庁幹部は元田や米田侍従とつながっていた。元田の明治5年日記には熊本の県庁トップ2、3の権参事林秀謙、同七等出仕徳富一敬が東京の元田家を訪問したと記されている⁵⁶⁾。張飛を好む天皇を囲んでなされた米田と元田の前述の会話の様子を聞いた林は「涕泣」して喜び、元田と酒杯をあげていた⁵⁷⁾。そのような関係にあったため、元田や米田は熊本の巡幸準備に対し助言し、県庁でもそれを欲したと思われる。政府からの指示は前述したような簡単なものであったし、参考にすべき先例もなかったからである。元田の具体的な助言については白川県聽訟課大属村井繁三⁵⁸⁾から元田宛の巡幸報告書簡（八月二十日付）⁵⁹⁾によつて知ることができる。長文のため引用は一部にとどめる。

御巡幸之節ハ毎々御多念之御示諭、深々御心を被為添無残処御厚情、直ニ山田始ニも話合、(中略)
土台之都合は是又御承知之通、山田參事之温和易良、林權事之寛弘謙遜、徳富出仕之温正誠実、三人同徳、加ルニ倉園典事温清快和之生を以能事情ニ通解シ穩當事ニ處シ府中一致上下協力、御臨幸前後より行在中誠ニ事務多端之際、内外一之弗戾之者なく一叱怒之声を不聞。万事之御不都合は前文之通りニ而、米田侍従も旧国之情懸々氣之毒心配ニ相成候儀も可為有之ト、參事始夫而已心痛話合候事ニ御座候得とも、右之通小心翼々御趣意を尊奉し聊も逢迎阿諛、時勢ニ奔競致候底之性情は毫も無之於、此処は晴天白日、先生ニも幾重ニも御安心可被下候。

村井は元田の助言に感謝し、山田武甫參事以下県庁の官員へ元田の助言を早速伝え、山田らの好指揮によって県官が一丸となって準備に力を尽くしたと述べた上で、山田をはじめ村井らは、供奉官として熊本にやってくる米田侍従が熊本の旧藩意識を心配するだろうと心を痛めたが、そのようなことはなかったし、県庁では元田の趣意を承知し、いささかも奉迎に「阿諛」することなく、時勢に「奔競」するような対応をしなかったので安心して欲しい、と報告した。

次に行在所選定について述べられている。村井は「行宮之儀も深々御注意被下々御同案、第一、御城最上之ヶ處ニ御座候へとも」と元田の案と同じく熊本城を第一に考えたが、火薬・弾丸の大量所蔵により危険と鎮台が懸念を示した為、断念した。そこで、新庁舎を考えたが近隣に供奉官の宿所を用意できない為にそれも断念し、一旦、洋学校に決定したが、これもアメリカ人教師ジェーンズが、生徒の授業をつぶして学校を行在所に充てたことが世界に新聞で伝われば熊本は笑い者になり、「參事の外聞」、「天子の徳義」にも関わる、と言う正論を述べたので断念した。日程がさし迫りやむを得ず、甚だ不適当だが旧藩時代の会所に決定したという。

次に天覧品について、「是又御細論之趣相心得、彼是周旋仕候得とも、寸斗思は敷く參り兼」と述べながら、細川家・大矢野家・阿蘇家所蔵の名品と県内の産物を揃えたことを報告し、その中には

「上下之民食粟麥等は飯ニ炊相添置」いたという。また、「有功遺老之儀も旧藩ニ於テ許多之功勞も御座候得とも、天下有功之人物ニも無之、強而是より申出候訳ニも有之間敷差控」と、有功者の名を挙げなかった理由を述べている。

以上のことから、元田は①巡幸を迎える姿勢は奉迎に「阿諛」せず、時勢に「奔競」しない姿勢、②行在所は熊本城、③天覧品は熊本の誇る名品を揃えることだが、それだけではなく民衆の生活を天皇に実感をもって見せること、④表彰すべき民間の有功者の名を挙げることを助言したことがわかる。元田は「賀西巡疏」で述べたことを天皇が実践できるように、熊本に対して理想的な巡幸先となることを期待し、詳細にわたって助言したのである。熊本側が民衆の常食を天皇に見せる為に粟・麦等を炊いた、という展示の仕方は元田の考えに沿うものであったといえよう。しかし、民間の有功者の名を挙げることは、元田の意に反して行わなかつたし、行在所についても元田の意向通りにはできなかつたのである。それらのことを恐縮しつつも村井は元田の趣旨を承知していささかも「逢迎阿諛」するような対応はしなかつた、「時勢ニ奔競」しなかつたことだけは「晴天白日」と述べていた。それがどのような対応であったかについては次節で検討する。

村井は巡幸の報告と自身の近況報告を終えた後、「御高諭被下候文明開化も一時之流行、速も永キ事ニ也有之間敷、終ニ天地之至理、堯舜孔子之教ニ帰候外有之間敷、乍恐今日聖徳之御進歩先生之御大任辱交之後輩、日夜奉憂想戰栗恐懼」と述べた。この村井の言葉には元田の現状批判への同感とともに、実学党の開化政策は「堯舜孔子之教」に基づいて行っているもので、急進開化の現状とは一線を画したものであるという自負が窺えるのである。さらにこの時勢だからこそ「聖徳之御進歩」のために果たすべき元田の役目は大きい、との村井の言葉は元田の「君徳輔導」論の動機をよく説明している。

3. 熊本の行幸準備

県庁の行った巡幸事務は「御巡幸ニ関スル書類五年全」⁶⁰（以下、「県庁記録」と省略する）に記録されている。その内容は、県内各所への巡幸の通知、他県の様子を調査のために下関・長崎・大阪へ官員の派遣、県治に関する提出物の用意、沿道での県民心得書の作成、行在所・小休所の普請、道路清掃、食料・内膳用具・馬などの調達、供奉官の宿割、警備体制の設定、長老者調査、天覧品・献上品の準備、水前寺行幸の準備、県庁職員の洋服着用などである。この記録の中に太政官口達により控えさせられた普請や献上品の記録がある。

まず普請についてみると、熊本市街の行在所を新町の旧藩御客屋で当時、整であった會輔堂に決めたのは6月4日（旧暦）である。すぐに同所の塾生を延寿寺に移動させ、6月10日に萱野宗保に御用勤めを、松原元三に行在所御作事御用を任じている。庶務課史生だった小川彦左右の後年の記録によれば、行在所の普請の様子は「陸地ノ賈広ヶ、庭園ノ改良、樹木土石ノ石ノ運搬、家屋ノ修繕、器具ノ装飾、三・四昼夜、夜ハ打通シノ有様ニテ目ノ廻ル程ナリ」⁶¹というものであった。一泊目的小島の行在所は玉座を二階の十畳、控四畳間としたもので、「極メテ狭隘」と供奉官に不評ながらも⁶²、急遽新築したものであり⁶³、高橋の小休所では御便所が新規に作られ、坪井川を渡ってまっすぐに入れるように入り口を作り、石段を築き、門を建て、仮橋を架けたが、船の運航にさし支えるため、使用後はすぐに取り外した。この準備には県庁派出の多数の役人が当たった⁶⁴。このように行在所・小休所は大幅な修繕を加えたのである。道路については、「往来筋掃除道造等早々取掛リ」という県達

に見られるように⁶⁵⁾、掃除のみならず「道造」を指示している。小島では石橋の拡張と両側に手すりの工事をしたともいう⁶⁶⁾。献上品については「県庁記録」に以下の記録がある。

一、腹赤鯛 掛目五貫目丈ヶ 右者今度 御巡幸御用相成候間、来ル十六日午後第二字迄ニ（宰領を付ケ）無遲延可差出候様可取計也
十六日 御着輦御延引候付、本文鯛十八日差出候様荒尾郷腹赤組猪申達 戸長中⁶⁷⁾

腹赤鯛の由来は元田が「賀西巡疏」で述べた景行天皇の熊本臨幸の故事にあるから、この献上は元田の助言を反映していると考えてよい。だが県庁はこの他にも山鹿の菓子、灯籠などの献上品を準備しており、献上物は全て停止、という政府の口達を顧みていない。すると元田は政府の指示を無視するよう助言したのだろうか。そうではあるまい。村井は「逢迎阿諛」するような対応はしなかったと述べているのである。ではこれらの対応にもかかわらず村井がそう断言したのはなぜか。その疑問を解く鍵は6月8日付戸長宛県達にある。飽田詫摩地域の戸長宛の達を以下に引く。

御巡幸付而地方心得方之口達書別紙相渡候条、別紙趣ヲ以可取計候也

六月八日 熊本県

飽田詫摩戸長中

二伸此貼以刻付廻達、畢而別紙共可返達也

○御巡幸付テ地方心得之口達書別紙写一通相渡之、至而御簡易之御仕成候處 上ヨリハ如何之御構不被在候得共、不敬之儀等有之候而ハ難相済事ニ付左之通

一、往来筋掃除道造等早々取掛り、御着輦之節者道路堅乾ニ至リ候様可致注意事

一、御駐輦中火用心別テ入念市中鳶之者夜廻致シ夜々毎戸点燈可致事

一、往還筋ニ垂レ淹ヒ候樹木枝可伐掃事

一、御通行之節屋根上干シ物等遠慮並二階戸締可致事

一、小児ト雖モ裸体致間敷事

一、路頭大石或ハ古材木類投散シ有之分、早々可取片付事

一、衆ニスル梵鐘外地藏祭等ニテ鐘太鼓ヲタヽキ候儀停止之事

一、御行列拌上ハ可為勝手旨候処、不敬之儀等無之様心得之事 以上 壬申六月⁶⁸⁾

政府からの口達があまりにも簡易であり、不敬の行為などがあつては済まないので、別途、熊本版を加えた、と述べている。この8箇条は道路の掃除・修造に関する注意、屋根上の洗濯物や二階の戸締まりなど高所の注意、火の用心、裸体の禁止、無駄に鐘や太鼓を叩くなどの音への注意である。このような住民への奉迎に対する注意は熊本の県官を出張させた⁶⁹⁾大阪・山口・長崎の各府県でも出している。道筋に関して大阪では「市街道路之高低を修繕、並石之車輪馬蹄を妨候類、悉皆早々取除候様此旨区長・戸長へ可相達候事」と、山口では「表面店口損シ強く、又は瓦堀壁等落カヽリ其他見苦敷所ハ早々可致取繕候事」と、長崎では「家每其家人之手ニ而相届候丈ハ掃除可為致事」と布達している。また、衣服について山口では巡邏長宛の取締事項として「店前路傍ニ而裸体肌脱き無礼之輩可制止之事」という一条、長崎では「着服所持之者ハ可成垢付さる衣服着用致へく事」という一条が

あり⁷⁰、各府県によって姿勢が微妙に異なるものの熊本の注意と大差はない。

民衆の奉迎行動については長崎で「御駐輦中之夜、万歳を奉祝身代相應ニ御神燈之外何程ニ而も燈籠等掲げ候儀、可為勝手事」⁷¹と民衆の自由な奉迎を勧奨し、山口で下関近在の住民へは「家業成丈ヶ縦合セ、大概日帰り持弁当ニテ罷出、拝礼互ニ安全幸福ヲ祈可申候」よう勧誘し、遠方から来る者へは「旅籠屋ハ勿論何商売ニ係ラス家々止宿引受、丁寧ニ取扱食事等手軽く相調、互ニ安全幸福ヲ祈、物価をも一入下直ニ可致、此段末々ニ至迄無洩可触示候也」⁷²と、至れり尽くせりの対応を諸社寺院宛に達しているのに対して、熊本の「不敬之儀等無之様」という指示は、「御行列拝見不苦、且職業等平常通り相心得、休業ニ不及旨被仰出候、去迎不敬無作法等有之候而ハ以之外ニ付、心得違無之様、小児並雇人末々ニ至迄屹度申聞可置候」⁷³という大阪に倣ったものと考えられる。すなわち熊本の県庁は元田からの助言だけではなく、他府県の達を取捨選択して奉迎準備を進めたのである。こうした準備において県庁がもっとも重視したこととは、「不敬」のないことであった。そして「不敬」のないように奉迎する、ということが道路や行在所などの修繕という過剰な準備の仕方を合理化したのである。

では「時勢ニ奔競」しなかった、という点についてはどうか。熊本では洋学校・医学校で英語のディクテーションの授業を準備したことに示されるように文明開化政策の推進状況を見せる姿勢をとった。これは文明開化の流行する時勢に「奔競」するものではないのだろうか。

庶務課史生小川彦左右（前述）は行在所の近くの新町一丁目の高札場に、縦三尺横一間の大板に「五ヶ条ノ御誓文」を「墨摺リ丈デモ中々非常ナモノデアッタ」というほどに大書して掲げた、と書いている⁷⁴。この行為は熊本が官員を派遣して参考にした府県にはない独特のものようである。このことから熊本における文明開化推進は一時の流行にのったものではなく、「五ヶ条ノ御誓文」に掲げたものであるとの実学党の意識が読み取れるのではないだろうか。行幸の準備において「時勢ニ奔競」しなかったということは、他府県で行われたような、打上花火や角力の催しなど祝祭的な歓迎をしなかったことを述べているのではないだろうか。そのような奉迎スタイルは巡幸を迎える側のあるべき姿勢ではないというのが、小楠の「遺表」を手にして新時代を迎えた元田と熊本の実学党の共通認識であったと考えられる。なお、熊本における巡幸の状況については朴氏の記述に譲る⁷⁵。

おわりに

明治5年巡幸は廃藩置県後の新体制下における国内の安定（底意に山川、鹿児島への配慮がある）と開化の進展を外国へアピールすることを目的として兵部省・宮内省の薩摩と長州出身者によって提唱された。その施行の決定には留守政府内で大蔵省をめぐる対立状況が表面化し、非薩長開化勢力が伸張する中で一時帰国中の大久保の同意を得て決定され、開化政策の主導権確保を目する井上馨が巡幸施行を取り仕切ったのである。これら巡幸の主催者たちと開化に対して異なる意識を持つ元田永孚の巡幸への関与の仕方は以下のようなものであった。

元田は西洋のあり方を利害に基づくものととらえており、西洋の価値観にもとづく文明開化政策を急進させようとする留守政府内の動きを憂慮していた。君主による仁政を理想とする元田はこの動きに対抗するためには、天皇その人の成長が急務であると考え、巡幸を実践的帝王教育の場として最大限に活かそうと考え、天皇に巡幸の心構えを助言するとともに出身地熊本の県庁に対して巡幸を迎える姿勢、すなわち奉迎に際して飾らずに民衆の実情を見せること、文明開化の流行に流されないこと

を助言したのである。それを受けた県庁の対応は必ずしも元田の意向通りにはいかなかった。熊本では他府県のような祝祭的対応を行わなかったものの、「不敬」のないように対応するために、他府県に倣って、過剰な準備をしたのである。

巡幸終了後、西郷隆盛が大久保利通へ「西国之人心余程帰向いたし何も平穏之体ニ罷成大幸此事ニ御座候、西京并下之関、鹿児島此三ヶ所ハ分而奉企望候様子ニ被見受申候」と書き送り⁷⁶⁾、太政大臣三條実美が「来年にも相成候はば東北諸州にも御巡幸為有候様企望申候」と述べ⁷⁷⁾、主催者側が巡幸は成功だったと考えたのに対して、元田は天皇教育に十分な成果を上げなかつたと批判して宮内省人事の刷新を主張したのである⁷⁸⁾。元田はこの巡幸を機に「君徳輔導」を強く主張するようになつたが、それには留守政府の急進的開化政策への批判を含んでいたため、翌明治6年に欧米視察から帰国し、留守政府と対峙した岩倉具視が元田に接近することとなつたと考えられる⁷⁹⁾。元田は政府への影響力を持ち始めたのである。

注

- 1) 宮崎康「明治前期の行幸についての基本的考察」『史報』第3号、1981年。遠山茂樹『天皇と華族』46頁、470頁（日本思想大系2、岩波書店、1988年）。佐々木克「明治天皇の巡幸と「臣民」の形成」101頁（『思想』、岩波書店、1994年）。なお、表題の「明治5年九州・西国巡幸」という呼称は『太政官期地方巡幸研究便覧』（柏書房、2001年。以下、『巡幸研究便覧』と略す）に従つた。
- 2) 朴三憲「明治5年天皇地方巡幸—廢藩置県後、太政官成立の観点から—」（『日本史研究』465、2001年）。
- 3) 大島美津子『明治国家と地域社会』22～29頁（岩波書店、1994年）。
- 4) 朴、前掲2)、33～36頁。
- 5) 牧原憲夫「巡幸と祝祭日—明治初年の天皇と民衆—」165頁（『明治維新と文明開化』吉川弘文館、2004年）。
- 6) 大島、前掲3)、28頁。
- 7) 『新熊本市史』通史編第五卷、近代I、184～235頁、2001年。
- 8) 高橋秀直「留守政府の政治過程」79頁（『人文論集』神戸商科大学経済研究所、第29卷第1号、1993年）。同氏「征韓論政変の政治過程」46頁（『史林』第76卷第5号、史学研究会（京都大学）、1993年）。
- 9) 「還暦之記」118～119頁（『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会、1969年）。花立三郎「元田永孚自叙傳解題」21頁（『近代熊本』No. 16、熊本近代史研究会、1974年）。
- 10) 朴、前掲2)、27～31頁。
- 11) 「巡幸研究便覧」29頁。
- 12) 『山口県の百年』49～50頁（山川出版社、1983年）。松尾正人「廢藩置県の研究」489～490頁（吉川弘文館、2001年）。
- 13) 松尾、前掲12)、356～359頁。『初代県令中野梧一日記』136～137頁（マツノ書店、1995年）。
- 14) 朴、前掲2)、29頁。
- 15) 明治5年6月10日付、徳大寺実則宮内卿宛西郷隆盛書簡（宮内庁書陵部蔵「参考史料雑纂」138明426）。
- 16) 『岩倉公実記』中巻、999頁。
- 17) 朴、前掲2)、31頁。
- 18) 関口栄一「兩副使一時帰国と大蔵省」1～3頁（『法学』第44卷第1号、1980年）。高橋、前掲8)、

- 『人文論集』87頁。
- 19) 高橋、前掲8)、『史林』46~47頁。同『人文論集』79~81頁。なお。関口栄一「明治六年定額問題」(『法学』第44巻第4号、東北大学法学会、1980年) 参照。
 - 20) 関口、前掲19)、5~12頁。
 - 21) 「太政官期地方巡幸史料集成」(以下、「巡幸史料集成」と略す) 第二巻、34~40頁(柏書房、1997年)。引用は明治5年5月16日、大蔵省御巡幸御用掛から正院宛伺、39頁。
 - 22) 明治5年5月17日、沿道府県への「口達」(同上、48頁)。
 - 23) 巡幸決定を知らせる岩倉具視宛大寺実則書簡において巡幸先を列挙した中で、熊本については「肥後鎮台」とある(明治天皇聖蹟保存会編『明治天皇聖蹟中国西国並山陽道御巡幸之卷』1935年)。
 - 24) 「巡幸史料集成」第二巻、47~49頁。
 - 25) 明治元年9月22日達、同年12月5日達(『巡幸史料集成』第一巻、195~196頁、柏書房、1997年)。
 - 26) 「改訂熊本藩国事史料」巻十、468~469頁、図書刊行会、1974年。
 - 27) 「巡幸史料集成」第二巻、199~203頁。
 - 28) 朴、前掲2)、32頁。
 - 29) 松浦玲「横井小楠 儒学的正義とは何か<増補版>」41~51頁、301~302頁。引用は49頁(朝日新聞社、2000年)。花立、前掲9)、6~8頁。『新熊本市史』通史編第三巻近世I、329~335頁。『新熊本市史』通史編近代I、73頁。なお、諸説がある会読の開始年について松浦、281~283頁参照。
 - 30) 松浦、前掲29)、118~132頁、286~287頁。『新熊本市史』通史編近代I、79頁。花立、前掲9)、9~10頁。
 - 31) 「還暦之記」99~115頁。花立、前掲9)、17頁、21頁。
 - 32) 花立、前掲9)、16~17頁。
 - 33) 『新熊本市史』通史編近代I、197~200頁。
 - 34) 「還暦之記」130頁。
 - 35) 「改訂肥後藩国事史料」巻十、836頁。
 - 36) 関口栄一「廢藩置県と民藏合併」16~18頁(『法学』第43巻第3号、1979年)。
 - 37) 「安場保和伝」(印刷中) 所収の新稿で詳述されている。「還暦之記」19頁。
 - 38) 「還暦之記」119頁。
 - 39) 「還暦之記」126~128頁、130頁。
 - 40) 渡辺昭夫「侍補制度と「天皇親政」運動」(『歴史学研究』第252号、6頁、1961年)。米田の任命年月日は「大勇院殿御略歴」(熊本大学図書館蔵)による。
 - 41) 『元田永孚文書』第二巻、5~6頁(元田文書研究会、1969年)。なお、「還暦之記」135頁参照。
 - 42) 『元田家文書』106~16(国会図書館憲政資料室蔵。105~17「奏議草案」を参考に筆者書き下し)。
 - 43) 松浦、前掲29)、388~391頁。刈部直「「不思議の世界」の公共哲学」49頁(『21世紀公共哲学の地平』公共哲学、東京大学出版会、2003年)。
 - 44) 条文は以下の諸氏により紹介されている。徳永洋「横井小楠の遺表」(『靈山歴史館紀要』第1号、1988年、28~30頁)、堤克彦「服部直道(倫太郎)写本「小楠先生遺稿」」(『近代熊本』No. 23、1992年、85~86頁)。刈部、前掲43)、49~50頁。本稿では堤氏のご教示により熊本県立鹿本商工高校図書館「奎堂文庫」所蔵の「小楠先生遺稿」(明治二己巳12月写)(分類番号4866)にあたった。
 - 45) 松浦、前掲29)、390~391頁。
 - 46) 明治元年9月29日、米田虎雄宛元田書簡別紙(『元田永孚関係文書』133頁、山川出版社、1985年)。元田は京都の小楠宅に寄寓していた子息亀之丞を通して「遺表」の内容を知ったのかもしれない。

(「還暦之記」110頁)。

- 47) 渡辺、前掲40)、8頁。『元田家文書』106-17(「奏議草案」の中の三条公への上書)参考。
- 48) 「還暦之記」122頁。
- 49) 松浦、前掲29)、272頁。徳永、前掲44)、30頁。
- 50) 渡辺、前掲40)、8~10頁。
- 51) 『新熊本市史』通史編近代I、197~208頁。
- 52) 『新熊本市史』史料編第六卷近代I、220~221頁、1997年。三澤純「維新変革と民衆」(『新しい近世史④村落の変容と地域社会』359~360頁、新人物往来社、1996年)。
- 53) 『新熊本市史』通史編近代I、208~223、433~473頁。
- 54) 同上、197~201頁。
- 55) 三澤純「19世紀の藩社会と民衆意識 -「肥後の維新」考」(『日本史研究』No. 464、132頁、2001年)。
- 56) 「明治五年春正月(日記)」(『元田永孚文書』第一巻、222頁)。
- 57) 「還暦之記」135頁。
- 58) 村井は元田の弟子でありかつ、親友である(花立、前掲9)、36頁)。
- 59) この書簡は「肥後行幸誌」(406~415頁)と沼田哲「元田永孚関係文書補遺」100~103頁(『青山史学』第10号、1988年)に全文が掲載されているが、両者の字句に若干の異同があるため、「元田家文書」(『村井繁三』『元田家文書』国会図書館憲政資料室蔵)より引用。
- 60) 「御巡幸ニ関スル書類五年全」県政資料32~9。
- 61) 「肥後行幸誌」口絵写真第55、253~254頁。
- 62) 「巡幸史料集成」第二巻、222頁。
- 63) 『明治天皇紀』第二、712頁。「巡幸史料集成」第二巻、243~244頁(「米村淳記談話」中で建築に昼夜90日間かかった、というのは記憶違いだろう)。
- 64) 「肥後行幸誌」291~294頁。
- 65) 熊本市歴史文書資料室複製資料「渋谷家文書」3~5頁、898頁。渋谷家は当時の錢塘郷戸長渋谷帰国の家である。
- 66) 「肥後行幸誌」284頁。
- 67) 「御巡幸ニ関スル書類五年全」第116号。
- 68) 「渋谷家文書」897~899頁。
- 69) 「御巡幸ニ関スル書類五年全」第3号。
- 70) 大坂は『大阪府布令集』一、547頁(大阪府、1971年)、山口は『御巡幸記録』明治五年(戦前A総務120、山口県文書館蔵)、長崎は『文書科事務簿』明治五年一月(14-83-1-5、長崎県図書館蔵)より引用。
- 71) 同上、長崎の史料。
- 72) 「馬関支庁記録」自明治四年至同五年(戦前A総務74)。
- 73) 「大阪府布令集」一、549頁。
- 74) 「肥後行幸誌」口絵写真第55、253~254頁、308~309頁。
- 75) 朴、前掲2)、33~36頁。
- 76) 『大久保利通関係文書』三、359~360頁(立教大学日本史研究会、1968年)。
- 77) 明治五年七月二十八日付、岩倉具視宛三條実美書簡(日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五、171頁、東京大学出版会、1969年覆刻)。
- 78) 『明治天皇紀』第二、801~802頁。

- 79) 「還暦之記」144頁。『元田永孚関係文書』71～73頁。岩倉は自身の海外視察の成果としての漸進的改革の意見書を元田に書かせた。この意見は岩倉使節団のリーダー達に共通するものであった（勝田政治『内務省と明治国家形成』90～94頁、吉川弘文館、2002年）。
- 80) 西川氏によれば、天皇の教育のために宮内卿輔が主催し大臣参議が参加する御談会が明治6年暮れ頃から開始された。西川氏は、この御談会は元田の構想のもとに企画されたものだろう、と述べている（西川誠「木戸孝充と宮中問題」30～38頁（沼田哲編『明治天皇と政治家群像』吉川弘文館、2002年））。
- 付記）本稿作成に当たって熊本大学文学部三澤純先生、社会文化科学研究所小松裕先生から多くの助言をいただいた。篤く御礼申し上げる。

The Emperor's Inspection Tour in the Fifth Year of the Meiji Period, in Relation to the Role of Motoda Nagazane

HASEGAWA Eiko

Abstract

This paper attempts to elucidate the role of Motoda Nagazane, known as one of the drafters of the Imperial Rescript on Education, on the Emperor's inspection tour in Southwestern Japan.

During the former of the fifth year of the Meiji period, the non-Satsuma-Choshu group in the governmental leaders was planning an enlightenment policy for rapid modernization of Japan. On the other hand, the leaders from Satsuma and Choshu performed the Emperor's tour to take the initiative of the enlightenment policy.

Motoda was the teacher of young Emperor's moral philosophy. He advised the Emperor on attitude to the people in the tour. He suggested to the leaders of his birthplace Kumamoto Prefecture what to show the Emperor, and also advised them against following the fashion of westernization. Motoda thought that modernization should be done carefully, because he understood that the values of Western culture were only in pursuit of profits. After this tour, Motoda intensified this opinion, and became an opponent of the non-Satsuma-Choshu group.